

在京釧路会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、在京釧路会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は東京都千代田区平河町2丁目4番1号、日本都市センター会館9階、釧路市東京事務所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と福祉の増進を図るとともに、郷土釧路市を中心とする道東の繁栄と発展に寄与することを目的とする。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、東京およびその近県に居住する、釧路出身者および釧路管内と縁を持つ者で、本会の目的に賛同するものをもって組織する。

(入会等)

第5条 本会に入会しようとする者は、氏名、住所、電話番号、職業、年齢、勤務先、紹介者名を記載した入会申込書を会長に提出し、常任幹事会の承認を受けるものとする。

2 本会の入会を承認されたものは、直ちに事務所に常備する会員名簿に会員として登載する。

3 会員は、入会申込書に記載した事項等に変更を生じたときは、遅滞なく本会にその訂正事項を届け出るものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会の意思を有する場合には、会長に退会届を提出して退会することができる。

第3章 総会および役員会

(総会)

第7条 本会の総会は、毎年1回秋に開催する。ただし、自然災害等、不測の事態が生じた場合には、この限りではない。また、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、常任幹事会の議決を得て、会長が招集し、議長となる。

3 次に掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業計画および予算に関する事項
- (2) 事業報告および決算承認に関する事項
- (3) 会則の改正に関する事項
- (4) 幹事および監事の選任に関する事項
- (5) その他、常任幹事会において必要と認めた事項

4 総会の議事は、出席会員の過半数の承認をもって決する。

(役員会)

第8条 役員会は、常任幹事会と幹事会とし、いずれも必要に応じて会長が召集する。

2 常任幹事会は、会長、副会長、幹事長、幹事長代理および常任幹事をもって構成し、会則に定めるもののほか、総会に付議する事項ならびに本会の運営に必要な事項を審議、決定する。

3 幹事会は、常任幹事会構成員および幹事をもって構成し、会長の求めに応じ、会務の執行について意見を述べるものとする。

4 監事は、常任幹事会および幹事会に出席することができる。

5 役員会の議決は、出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 役員、顧問、相談役

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長若干名
- (3) 幹事長1名
- (4) 常任幹事若干名

(5) 幹事若干名

(6) 監事 2 名以内

2 会長は、必要と認めたときは、幹事長代理 1 名を置くことができる。

(役員の選任)

第10条 幹事および監事は、総会において、会員の中から選任する。なお、幹事および監事は、相互に兼ねることができない。

2 常任幹事は、幹事会において、幹事の中から選任する。ただし、釧路市東京事務所長

は常任幹事とする。

3 会長、副会長、幹事長は常任幹事会において、常任幹事の中から選任する。

4 会長が必要と認めたときは、常任幹事会の承認を得て、常任幹事の中から幹事長代理 1 名を定めることができる。

(役員の職務)

第11条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(3) 幹事長は、総会、常任幹事会および幹事会の決議にもとづき本会の事務を掌理し、その他の常務を執行する。

(4) 幹事長代理は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(5) 常任幹事は、幹事長を補佐し、会務を分掌する。

(6) 幹事は、幹事長の行う会務の執行について賛助する。

(7) 監事は、会計を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(顧問、相談役)

第13条 本会に、顧問および相談役を置くことができる。

2 顧問および相談役は、常任幹事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問および相談役は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 本会に、本会の運営に必要な事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長および必要な事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命により、事務局を統轄する。
- 4 その他、事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

第6章 会計

(本会の経費)

第15条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれに充てる。

(資産の管理)

第16条 資産の管理方法は、常任幹事会の議決により定める。

(事業計画および予算)

第17条 本会の事業計画および収支予算は、毎会計年度の開始前に、常任幹事会の議決により定める。

(事業報告および決算)

第18条 本会の事業報告および収支決算は、会計年度終了後、遅滞なく、その年度末における財産目録とともに常任幹事会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

(記録と報告)

第20条 本会事務所には、会員名簿、金銭出納帳を常備し、会長は、必要な場合に総会で報告する。

付則

(付則)

この会則は、昭和52 年10 月1 日より施行する。

この会則の改正は、平成 11 年 10 月 15 日より施行する。

この会則の改正は、令和 3 年 10 月 9 日より施行する。

この会則の改正は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。ただし、令和 6 年度における本会の会計年度は、改正後の第 19 条の規定にかかわらず、令和 6 年 4 月 1 日に始まり令和 7 年 8 月 31 日に終わるものとする。